

# 特集

## 不法投棄から自然と 美しい景観を守ろう！

千歳市は、自然豊かで美しい景観を有するまちです。

この豊かな自然がある山林の道路脇や河川敷、空き地などに廃棄物などの「ごみ」を捨てる不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は、自然や景観を損なうだけでなく、悪臭の発生や有害物質などにより、生態系や私たちの健康・生活にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

不法投棄は犯罪です。

不法投棄をなくすには、皆さんの協力が重要です。

みんなで住みよいまちづくりを進めましょう。

今月の特集は、不法投棄の状況や在宅医療廃棄物の取り扱い、ごみステーションのルールなどについてお知らせします。



### ○不法投棄をさせない

土地の所有者・管理者には管理責任があり、廃棄物が不法投棄されたときは、適正に処理しなければなりません。

管理が行き届いていない場所、物が散らかっている場所、一度捨てられた場所は、繰り返し不法投棄される傾向があります。

フェンスや看板の設置による侵入の防止、日頃の整理・整頓、こまめに足を運ぶなど、自分の土地は、自分でしっかりと管理しましょう。

### ○不法投棄からまちを守ろう

みんながきれいなまちで、快適に暮らせるよう、市では、ごみを出すルールを定めています。山林の道路脇や河川敷、空き地などに家具、電化製品などが捨てられるなど、不法投棄が後を絶ちません。このような行為は、地域の美観を損なうばかりか、生活環境や自然環境も悪化させる要因になります。

### ○市が実施している対策

市は、ごみを出すときのルールが守られるよう「適正ごみ処理推進員制度」を導入し、各地区に推進員を配置しています。適正ごみ処理推進員は、担当地区を巡回してごみステーションの実態調査や市の清掃指導員と連携して、啓発活動や指導を行っています。

また、不法投棄が多発する山林の道路脇や空き地などを重点的にパトロールしているほか、市と警察、土地の所有者・管理者と連携して、不法投棄の防止に努めています。

※市は、ごみの不法投棄者が判明したときや捜査が必要ときは、警察に通報して対応しています。

### ○不法投棄を見かけたら

不法投棄をなくすには、皆様のご理解とご協力が必要です。

不法投棄を見かけたときは、千歳警察署または千歳市環境センター廃棄物対策課に通報してください。

- ・千歳警察署 ☎(42)01110
- ・環境センター不法投棄専用ダイヤル ☎0120-5381742
- ・廃棄物対策課 ☎(23)21110

### 【通報内容】

- ・発見した日時と場所
- ・廃棄物の種類と量
- ・人物や自動車に関する情報
- ・通報者の住所、氏名など



### ○ごみのポイ捨て禁止

空き缶、空き瓶などの「ポイ捨て」は、まちや自然を汚すばかりか、市の印象にも悪影響を及ぼします。

「少しでもなら」「自分だけなら」など、安易な気持ちで「ポイ捨て」するのはやめましょう。

「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」では「みだりに空き缶等を捨てた者には2万円以下の過料に処する」と定められています。

### ○野焼きはやめましょう

野焼きは法律で禁止された行為です。ドラム缶や簡易焼却炉による焼却も野焼きと同じで、煙や悪臭が近所の方の迷惑になるばかりか、有害物質を発生させる可能性もあります。また、火災の原因にもなりかねませんので、絶対にやめましょう。



不法投棄件数 (単位：件数)

場所など	年度		
	25年度	26年度	27年度
ごみステーション	73	72	85
山林、道路、河川敷など	106	96	157
合計	179	168	242

### ○不法投棄とは

不法投棄とは、廃棄物などの「ごみ」をルールに従わずに捨てることです。

### ○不法投棄の現状

「処分費用がもたない」「分別や施設に運ぶのが面倒」「少しくらいなら」など、自分勝手な理由で山林の道路脇や河川敷、空き地などに生活ごみや家具、電化製品などが投棄されています。

右の表は、平成25年度～27年度までに発生した「不法投棄」の件数です。山林や河川敷に投棄される件数は、増加傾向にあります。

### ○不法投棄は犯罪です！

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では「みだりに廃棄物を捨てたり焼却した者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰則に処し、又はこれを併科する」と規定されており、決して軽くない処罰が科せられます。

### 適正ごみ処理推進員

荒谷 日出夫さん

荒谷さんは「ごみステーション」に出るごみの分別不良や指定袋以外などの不適正排出、不法投棄の調査・指導、ごみや資源物の正しい分別排出の普及・啓発などを行う「千歳市適正ごみ処理推進員」として活動しています。



私の担当地区には、「ごみステーション」が約150あります。週2～3回のペースで巡回し、不適正な排出や不法投棄があったときは、シールを貼付して啓発したり、環境センターに状況を報告しています。「ごみステーション」によっては、分別されていないごみ、収集日の違うごみが排出されていたり、ペットボトルがそのまま捨てられていることがあります。中には、引越しシーズンになると、ベッドのマットレスやカーペット、電化製品などが捨てられていることもあります。中には、集団資源回収物が混ざっていることもあります。分別して排出することで資源に生まれ変わり、ごみの量も少なくなります。「ごみステーション」は、みんなで使う場所ですので、きちんと分別して、ごみを出す曜日を守りましょう。

# 「ごみステーション」は、ルールを守りきれいに使いましょう！

## 「ごみステーション」に出せないもの

品目	処理方法
大型ごみ	指定ごみ袋に入らないものは、大型ごみになります。月1回、地区毎に戸別収集していますので、専用ダイヤル ☎(23) 2685 に申し込んでください。
使用済み小型家電	コミセンなどに設置している回収ボックスに投入してください(無料)。
集団資源回収物	町内会、自治会などで回収しています。
家電リサイクル法対象品目	市では、収集・処理していません。 ※家電販売店、市の収集運搬許可業者(有料)に収集の依頼をしてください。 ※家電リサイクル料金を振込後、自分で直接、指定引取所に運んでください。
バイク、タイヤ、バッテリー、消火器など	市では、収集・処理していません。販売店などに依頼してください。

- スプレー缶、ライター、カセット式ガスボンベは正しく分別を！  
※「燃やせないごみ」に混ざっていた「スプレー缶」や「カセット式ガスボンベ」などが原因で、ごみ収集車内で出火する事故が発生しています。  
※重大な事故に発展する危険性がありますので「スプレー缶」などの有害ごみは正しく分別して、決められた排出日に出してください。

## 不適切なごみが出された「ごみステーション」



※ごみを「ごみステーション」に出すときは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、プラスチック製容器包装、有害ごみ、4種資源物に分別して、決められた曜日の朝に出しましょう。

この記事のお問い合わせは、  
環境センター  
廃棄物対策課 廃棄物対策係  
☎(23) 2110 (直通)

## ●「ごみステーション」に出すときは、

- 決められた収集日に(朝8時30分まで)
- 決められた場所に
- きちんと分別して指定ごみ袋で



## 「ごみステーション」に出せるもの

品目	種類
燃やせるごみ	生ごみ、紙類、草・木類、紙おむつ、在宅医療の安全な注射針など
燃やせないごみ	プラスチック製品、皮革製品、ゴム製品、陶器、金属、ガラスなど
プラスチック製容器包装	プラスチックボトル、パウチ、トレイ、菓子袋、ネット(プラスチック製)など
有害ごみ	電池、体温計(水銀入り)、蛍光灯、スプレー缶・カセット式ガスボンベ・ガスライターなど
4種資源物	ペットボトル、トレイなど発泡スチロール、びん、空き缶

※「プラスチック製容器包装」の内容物は全部出して、必ずこれを落としてから指定ごみ袋(白色半透明)に入れてください。

## 大型ごみが出された「ごみステーション」



※「ごみステーション」は、ごみを勝手に捨てる場所ではありません。ルールを守り、ごみの散乱や悪臭の発生を防ぎましょう。  
※大型ごみ、使用済み小型家電、集団資源回収物などは「ごみステーション」に出せません。  
※会社、商店、工場などの事業所から出るごみは事業ごみですので、「ごみステーション」に出せません。  
※千歳市内から出るごみを「市外へ持ち出すこと」、「市外からごみを持ち込むこと」はできません。

※「ごみステーション」の管理は、町内会や共同住宅の管理会社などが行っています。  
※ごみを出すときのルールを守り、みんなできれいに使いましょう。

# 在宅医療廃棄物の取り扱い



## ○在宅医療廃棄物

医療現場から出る廃棄物のうち、感染性のある廃棄物は「特別管理産業廃棄物」として処理されます。病院や医師から処方される糖尿病のインスリン自己注射などの在宅自己療法は在宅医療と呼ばれ、このとき出る「在宅医療廃棄物」は、危険性や感染性がないことを前提に家庭廃棄物として排出することができます。

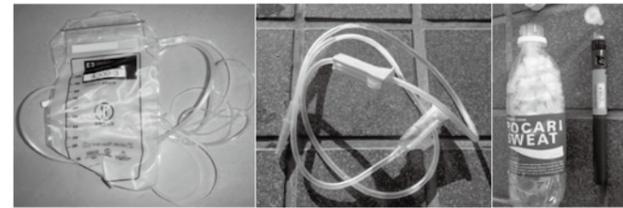
市は、医療機関の判断や患者への指導により、注射針のような鋭利なものは医療機関が回収し、それ以外の危険性がない「在宅医療廃棄物」は、すべて「燃やせるごみ」として、環境センターで焼却処分しています。



※ペットボトルや紙パックに入れ、キケンと表示し、「燃やせるごみ袋(市指定の青色袋)」に入れる。

○在宅医療廃棄物の出し方  
注射器、ペン型自己注射器、プラスチック類などの「在宅医療廃棄物」は、衛生上の観点から焼却しています。  
「在宅医療廃棄物」を処分しようとするときは、散乱しないよう硬い材質のペットボトルや牛乳などの紙パックに入れ、「キケン」と表示し「燃やせるごみ袋」に入れて「ごみステーション」に出してください。

下の3枚の写真は「燃やせるごみ袋」以外の袋で出された「在宅医療廃棄物」です。環境センターのごみ処理場で発見されました。



注腸用液剤(未使用) 安全な注射針(未使用)



※中の薬液は「ごみ」として出す前、布に染み込ませるなどして処分してください。



※「在宅医療廃棄物」は、「プラスチック製容器包装」または「4種資源物」には出さないでください。

※使用していない「注腸用液剤」や「安全な注射針」など、「未使用の在宅医療廃棄物」を処分するときは、使用済の在宅医療廃棄物と同様に「燃やせるごみ袋(市指定の青色袋)」に入れて出してください。



「4種資源物」(左)と「プラスチック製容器包装」(右)の選別作業

※「プラスチック製容器包装」、「4種資源物」の選別作業は、左の写真のとおり作業員が手作業で行っているため「在宅医療廃棄物」が混入して散乱すると大変危険です。  
※「在宅医療廃棄物」は、必ず燃やせるごみ袋(市指定の青色袋)に入れて出してください。